

改定の基本方針案（たたき台）

I 改定に当たっての基本的考え方

1. 改定の基本的ねらい

①告示化による性格の明確化

保育所における保育内容及び保育内容に関連する運営事項に関する最低基準としての性格を明確にする。

②指針の大綱化・簡素化

告示化により最低基準としての性格が明確になるが、より一層保育実践の場での創意工夫を促すため、大綱化・簡素化を図る。

③明解性（わかりやすさ）の向上

保育に携わる者だけでなく保護者にもより広く活用されるように、指針の構成、内容をよりわかりやすいものに見直すとともに、指針の内容を補足説明する解説資料を作成する。

2. 改定に当たっての記述の留意事項

①曖昧な表現を避け、簡潔なものとする。

②鍵となる概念、用語は定義を明確にし、指針を通じて統一する。

③概念の説明的記述は必要最小限にとどめる（詳細は解説資料で説明）。

④各章・各節の間の記述内容の重複を整理する。

⑤各章・各節のつながりに配慮するとともに、論理的でわかりやすいものとする。

Ⅱ 全体構成

第1章（総則）

1. 保育所の役割・機能
2. 保育の原理
3. 保育所の社会的責任

第2章（子どもの発達）

1. 子どもと大人の関係
2. 子どもと子どもの関係
3. 子どもの生活と発達の援助

第3章（保育の内容）

1. ねらい及び内容
2. 3歳未満児の保育
3. 3歳以上児の保育
4. 保育の実施上の留意点

第4章（保育の計画及び評価）

1. 保育の計画
2. 保育の計画に基づく評価

第5章（健康及び安全）

1. 健康の管理
2. 安全管理及び衛生管理
3. 食育

第6章（保護者に対する支援）

1. 入所児童の保護者に対する支援
2. 地域の子育て支援

第7章（職員の資質向上）

1. 施設長の役割
2. 職員の研修、自己研鑽